

文部科学省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項名 | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省 | 団体名 | その他(特記事項) | 追加共同団体名 | 追加支障事例 | 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | |
|------|------|------------|----------|--|--|---|---|--------------|---|-----------|---------|--|--|---|--|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | B | 地方に対する規制緩和 | 06 環境・衛生 | 策定が義務付けられている環境関係の計画等について、地方公共団体が一本化できるよう求める。 また、今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合も、同様の取扱いとすること。 | 【現行制度】 環境関係法令において、都道府県等の地方公共団体に対して、計画・方針の策定が義務(努力義務を含む)付けられている。 ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 →温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針 ・地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律 →地域計画 →水質汚濁防止法第16条第1項 →測定計画 →食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項 →都道府県食品ロス削減推進計画 【支障事例】 審議会・検討会などの運営をはじめ、計画策定に係る人員や経費の負担が膨大となっている。 【支障の解決策】 課題や施策の共有を主眼として、環境関係の計画等の一本化を図ることで支障が解決すると考える。今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合にも、同様の取扱いとする必要がある。 | 策定や改正に要する人員や経費の圧縮を行うことができ、業務の効率化・負担軽減につながる。 | 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第1項、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第16条第1項、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項 | 消費者庁、環境省 | 島根県 | | | | 宮城県、清瀬市、豊橋市、宮崎県 ○当市では、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画、廃棄物総合計画など、関係法令ごとに計画を定めている。各計画の内容については重複している事項もあり、各計画の担当職員も異なっているため、策定及び実績の集計における調整など余分に時間を要している。関連する法令における計画の一本化は、業務の効率化や負担軽減につながるほか、市民・事業者にもより明確なものとして示すことができると考える。 | 以下の計画等については、地方公共団体の判断により、他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定して差し支えない。 ○食品ロス削減推進計画(食品ロスの削減の推進に関する法律第12条及び第13条) ○温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第1項) ○地域計画(地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第4条第1項) ○測定計画(水質汚濁防止法第16条第1項) この旨を通知、事務連絡その他の手段により地方公共団体に周知されていない場合は、周知していきたい。なお、食品ロス削減推進計画については「食品ロスの削減に関する基本的な方針について」(令和2年3月31日消費者庁長官通知)(※)により、既に周知を行ったところ。 ※「計画の策定については、新たな計画策定のみならず、廃棄物処理計画等の既存の計画等の中に位置づけることも含め、各地方公共団体に柔軟に御対応いただき、食品ロスの削減に向けた取組を推進して頂きたいと考えております。」 | 「地方公共団体の判断により、他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定できる」旨の周知が未実施となっている計画等について、通知等により周知を行っていただきたい。今後、新たに環境関連法令に基づく計画等の策定が求められることとなった場合についても、同様に他の計画等と一体的に策定をすることができるとし、併せてその旨周知を行っていただきたい。 |
| 159 | B | 地方に対する規制緩和 | 03 医療・福祉 | 私立認定こども園等における障害児の受入支援については、国庫補助制度を一本化する等、関係省庁の縦割りを廃し、利用者目録の施策充実を推進すること。 障害児を受入れる私立認定こども園等を一層支援するため、国庫補助制度において受入れ障害児が1人であっても補助対象とすること。 | 【現状】 障害児保育事業(現在は一般財源化)の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受入れる場合に、私学助成及び子ども・子育て支援交付金により、職員の加配に必要な費用を補助している。 【支障】 幼稚園型認定こども園においては、1・2号認定が文部科学省補助(私学助成・特別支援教育推進事業)、3号認定が内閣府補助(子ども・子育て支援交付金・多様な事業者の参入促進・能力活用事業)となっており、同じ園で、2つの申請手続が必要なケースがある。 【支障の解決策】 文部科学省私学助成(特別支援教育推進事業)の補助要件、補助額(年齢)、負担割合]受入障害児1人以上784千円/人 国庫1/2・都道府県1/2 [内閣府子ども・子育て支援交付金(多様な事業者の参入促進・能力活用事業)の補助要件、補助額(年齢)、負担割合]受入障害児1人以上約784千円/人(月額65,300円/人) 国庫1/3・都道府県1/3・市町村1/3 | 障害児の受入促進や保育士等の処遇改善、補助金・交付金の交付申請に伴う施設及び地方公共団体の事務負担軽減が図られる。 | 子ども・子育て支援交付金交付要件、多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱、私立高等学校等経常費助成費補助金交付要綱 | 内閣府、文部科学省 | 兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、明石市、洲本市、豊岡市、たつの市、和歌山県、徳島県、関西広域連合 | | | | 岩手県、宮城県、茨城県、前橋市、千葉市、川崎市、浜松市、大阪府、島根県、広島市、山口県、香川県、福岡県、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県 ○当市でも、子ども・子育て支援交付金を活用し幼保連携型認定こども園に対し同様の補助を行っているが、受け入れる障害児が1人である場合は交付金の対象とならず、市単独補助を実施している。 | 「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」(令和元年12月10日子ども・子育て会議)において、『既に一般財源化した保育認定子どもに係る部分については、国と地方の税財源配分の在り方に関わる課題であり直ちに変更を行うことは困難であることなどから、現時点で認定こども園に係る障害児等支援事業を一元化することは困難であるが、各園への支援レベルが低下することのないようしつつ少しでも事務の簡素化を図る観点から、法律上私学助成を交付することが可能な学校法人立認定こども園の3～5園については、『多様な事業者の参入促進・能力活用事業』ではなく一律私学助成の補助対象とすべきである。 一方、施設類型や設置主体により障害児等に対する必要な支援は異なるものではないため、更なる支援の一元化については、国地方の税財源配分の在り方等に関する大局的な議論の機会を捉えらるるなどして、引き続き検討すべきである。』とされているとおり、私学助成と、多様な事業者の参入促進・能力活用事業の補助対象については、令和3年度より現在の補助体系に整理されたところ。今後の国庫補助の在り方については、引き続き、検討を行うことが必要である。 障害児の受入に際しては人数を問わず一人ひとりにきめ細やかな対応を求められているほか、同一園に2名の障害児を受入れていても、前述の保育認定の状況によっては2名のうち1名のみが補助対象(うち1名は補助対象外)となる場合もあることから、元より受入障害児が1人であっても補助対象となるよう一元化と併せて前向きに検討されたい。 | 近年、発達障害児をはじめとした障害児を受入れる認定こども園等が増加していることから、受入支援を強化していく必要がある。回答のような一般財源化部分に係る提案ではなく、幼稚園型認定子ども園に係る提案であることをまずご理解いただきたい。 現状、国庫補助制度については、一部見直しはなされたものの、幼稚園型認定こども園においては、1・2号認定が文部科学省補助(私学助成・特別支援教育推進事業)、3号認定が内閣府補助(子ども・子育て支援交付金・多様な事業者の参入促進・能力活用事業)と、同じ園で、2つの申請手続が必要なケースが残ったままである。 対象児童の保育認定の状況によって、活用する補助制度が異なるわかりにくい体系であり、関係者からも煩雑で管理も大変であるとの声がある。こども家庭庁の創設を機会として、関係省庁の縦割りを廃し、認定こども園を対象とする国庫補助制度は、全て内閣府(こども家庭庁)に一元化するなど、真摯に利用者目録での制度見直しを検討されたい。なお、今回は回答を要する事項の対象外と整理されたが、補助対象要件の見直しについては、各幼稚園等からの要望も多い。障害児の受入に際しては人数を問わず一人ひとりにきめ細やかな対応を求められているほか、同一園に2名の障害児を受入れていても、前述の保育認定の状況によっては2名のうち1名のみが補助対象(うち1名は補助対象外)となる場合もあることから、元より受入障害児が1人であっても補助対象となるよう一元化と併せて前向きに検討されたい。 |
| 193 | B | 地方に対する規制緩和 | 03 医療・福祉 | 認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を不要とすること。 | 政令指定都市の長が行う認定こども園の認可や認定にあたっては、都道府県知事との事前協議を必須としている。しかしながら、認可・認定については、法令により審査基準が定められており、実態として、事前協議に際して都道府県知事が異議を申し立てることがないことから、形式化した手続きとなっている。 なお、認定こども園の認可や認定をした後に、政令指定都市の長から都道府県知事あてに情報提供することが法定されていることから、都道府県知事としては認定こども園が認可や認定されたことの事実の把握が可能であると考えられる。 | 不要な事務が削減され、行政の効率化が図られる。 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第7項、第17条第4項 | こども家庭庁、文部科学省 | 指定都市市長会 | | | 札幌市、宮城県、千葉市、川崎市、滋賀県、島根県、広島市 ○当市においても、事前協議に際して都道府県知事の異議申し立てを受けた事例がないことから、形式化した手続きだと感じており、制度改正が必要だと考えている。 | 指定都市及び中核市の長が認定こども園を設置認可又は認定するに当たっては、広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から都道府県知事への事前協議を必要としていることから、形式化した手続きだと感じており、制度改正が必要だと考えている。 | 「広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から都道府県知事への事前協議を必要としている」とのことですが、事前協議の内容についての法令上の基準は無いことから、実態としては、施設名、所在地、設置者の名称、利用定員等の基本的な情報(形式)的な協議となっています。また、当市内の認定こども園において、市外(広域利用)児童の割合は、0.16%にとくわずかであるという実態から、都道府県知事による広域的な観点からの調整の必要性が低いと考えられます。 指定都市等における認定こども園の認可・認定については、法令に従い指定都市等が条例で認定こども園の設備及び運営の基準を定めていること、また、その他の審査基準についても法定されていることから、都道府県知事との協議を行わずとも、指定都市等の判断により事務の執行は可能であります。 以上より、認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議は形式的なものになっているため、廃止することは問題ないと考えます。 | |

文部科学省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

| 各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解 | 地方六団体からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) | 各府県からの第2次回答 | 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容 | 対応方針の措置(検討)状況 | | | |
|-------------------------------|---|--|--|--|-------------------|--------------------------------|--|-------|
| | | | | | 措置方法(検討状況) | 実施(予定)時期 | これまでの措置(検討)状況 | 今後の予定 |
| | <p>【全国知事会】 他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定できる計画等について十分な周知を行うこと。 今後、真に必要な場合にやむを得ず新たな計画策定を求める場合においても、他の計画等と一体的な策定を可能とするともに、その旨周知を行うこと。</p> | <p>計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の動告等に基づき、必要最小限のものとする」とに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求めたい。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応していきたい。 環境関係の計画等について、他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定が可能である旨の周知をいつまでに行うか具体的に示していきたい。 今後、環境関係法令の制定・改正により、地方公共団体において、新たに計画方針の策定を行う必要が生じた場合の取扱いについても具体的に示していきたい。</p> | <p>具体的な支障事例において列挙いただいた以下の計画等のほか、これ以外の既存の環境関連の法令に基づく計画等についても、地方公共団体の判断により、環境基本計画等の他の環境関連法令に基づく既存の計画等と一体的に策定することを各地方公共団体において柔軟に対応頂けるように対応したい。 一体的に策定可能な環境関係の計画等の取扱いについては、必要に応じて共管省庁等への確認等を踏まえて、年度内を目途に地方公共団体へ一括して周知することとしたい。 今後新たに計画・方針の策定を行う必要が生じた場合の取扱いについては、当該法令に基づく施行通知等の中で、明らかにしていくこととしたい。 ・食品ロス削減推進計画(食品ロスの削減の推進に関する法律第12条及び第13条) ・温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第1項)、地域計画(地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第4条第1項)及び食品ロス削減推進計画(食品ロスの削減の推進に関する法律第12条及び第13条)については、地方公共団体の判断により、環境基本計画などの他の環境関係法令に基づく既存の計画等と一体的なものとして策定することが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p> | <p>5【消費者庁(3)】【文部科学省(10)】【環境省(6)】 水質汚濁防止法(昭45法138)、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平19法56)、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(平20法85)及び食品ロスの削減の推進に関する法律(令元法19)測定計画(水質汚濁防止法16条4項)、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第1項)、地域計画(地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第12条及び第13条)については、地方公共団体の判断により、環境基本計画などの他の環境関係法令に基づく既存の計画等と一体的なものとして策定することが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 また、その他の既存の環境関係法令に基づく計画等についても、同様の一括のものとして策定することが可能である場合には、その旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p> | <p>前段 通知等</p> | <p>令和5年3月17日</p> | <p>「環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について(通知)」(令和5年3月17日付け環境省大臣官房総合環境政策統括官通知)により、測定制、削減計画、地域計画及び食品ロス削減推進計画については、地方公共団体の判断により、他の環境関係法令に基づく既存の計画等と一体的なものとして策定することが可能であることを、地方公共団体に通知した。</p> | |
| | <p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> | | <p>ご提案の内容は、「幼稚園型認定こども園においては、1・2号認定が文部科学省補助(私学助成、幼稚園等特別支援教育経費)、3号認定が内閣府補助(子ども・子育て支援交付金・多様な事業者の参入促進・能力活用事業)と、同じ園で、2つの申請手続が必要なケース」において、施設の交付申請に係る事務負担の軽減を求めたものと認識している。既に都道府県及び市町村間において施設の交付申請手続の簡便化を実施している事例の有無なども参照しつつ、現場の事務負担の軽減に資する対応について検討してまいりたい。</p> | <p>5【内閣府(10)】【文部科学省(19)】 多様な事業者の参入促進・能力活用事業及び特別支援教育推進事業 幼稚園型認定こども園における、多様な事業者の参入促進・能力活用事業及び特別支援教育推進事業の申請については、事業者の申請事務の負担軽減に資する取組事例を把握し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p> | <p>事務連絡</p> | <p>令和5年3月7日に発出済</p> | <p>「幼稚園型認定こども園における特別な支援を要する子供の参入に對する解放支援における事務負担の軽減について(周知)」(令和5年3月7日付け事務連絡)において、事業者の申請事務の負担軽減に資する取組事例について各都道府県担当部署あてに周知。</p> | |
| | | <p>子ども・子育て支援事業計画の策定の段階で広域調整は行われていることから、認可・認定の段階にまで事前協議を行うのは指定都市等への関与が強すぎるのではないか 事前協議の結果、都道府県知事が広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から認定をしないよう要請された場合において、指定都市等では認定こども園法第3条及び第17条に規定されている要件を全て満たしているときに、指定都市等の長が当該申請について認可・認定をしないことができず、実質的に意味のない事前協議となっており、その点からも事前協議は不要ではないか。</p> | <p>指定都市及び中核市の長が認定こども園を設置認可又は認定するに当たっては、広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から都道府県知事への事前協議を必要としているものである。本事前協議は、位置や施設、定員等の個別の状況を踏まえられるべきものであり、子ども・子育て支援事業計画の策定・変更の際の事前協議とは趣旨を異にするものである。 また、事前協議に際して、都道府県は、設置認可・認定そのものの適否以外の意見を述べることが可能であり、例えば、「今後の入園児の状況を考え特別な配慮を必要とする園児の受入れ体制も整えてほしい。」等といった意見を述べている例もある。そのため、設置認可・認定しないことができる場合に該当しないとしても、必ずしも「実質的に意味のない事前協議」となるわけではない。 提案団体の見解や、今回、都道府県や指定都市・中核市に意見を照会した結果を踏まえると、本事前協議の趣旨が十分に認識されていないものと考えられる。 形式的なものとなっているという指摘は、上記から生じているものと考えられるところであり、今回の提案等を踏まえて、本事前協議の趣旨や協議の際に共有すべき事項を周知することとする。 なお、設置認可・認定しないことができる場合について見ても、例えば、認定・認可の際に特定教育・保育施設の利用定員の総数が特定教育・保育施設の必要利用定員総数を既に上回っているか、認定・認可によって上回ると認めるとき等は、指定都市・中核市は認可・認定しないことができるが、そうした認定こども園が令和元年度以降全くないと回答した指定都市・中核市は、指定都市・中核市全体の半数を満たさないところである。</p> | <p>5【内閣府(8)(ii)】【文部科学省(13)(i)】【厚生労働省(45)(ii)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平16法77) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び幼保連携型認定こども園の認可に係る指定都市及び中核市の長から都道府県知事への事前協議(3条7項及び17条4項)の見直しについては、地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | <p>法律改正</p> | <p>令和5年6月16日公布、令和5年9月16日施行</p> | <p>指定都市等における認定こども園の認定又は認可に係る都道府県への事前協議を事前通知とする就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正を含む第13次地方分権一括法案を、第211回通常国会に提出し、令和5年6月13日成立(令和5年法律第56号)。令和5年6月16日公布・通知。</p> | |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項名 | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省 | 団体名 | その他(特記事項) | 追加共同団体名 | 追加支障事例 | 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | | | | | | |
|------|------|------------|---------------|--|--|---|--|---|-------|-----------|---------|--------|-------------------------------------|---|--|--|-------------|--|---|---|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 240 | B | 地方に対する規制緩和 | 05 教育・文化 | 子ども読書活動推進計画 | 子ども読書活動推進計画について、地域の実情が反映されている「教育振興基本計画」や各地方公共団体独自の「総合計画」等の上位計画への統合を可とすること | 「子ども読書活動推進計画」は、努力義務ではあるものの、文部科学省が計画策定状況調査(令和2年度はコロナ禍により中止決定/25)で「策定済」の都道府県・市町村数を公表しており、「策定済とするためには、当該計画単独での策定が求められ、上位計画での内包や総合計画化は現状では認められていない。また、県に市町村の策定支援を求めるなど、実質的な義務計画になっている。当県においては、子ども読書活動推進計画について、策定自治体数は35市町村(策定率45.9%)であり、未策定の40町村のうち12町村が計画策定に取り組む人材が不足している。11町村が「各学校に一人」を理由として挙げている。また共同提案県においては、策定自治体数は41市町村(策定率75.9%)であり、5町村が「計画策定に取り組む人材が不足している」、2町が「公共図書館がない」と回答している。特に、人員が不足している地方公共団体では、地域の特色等を計画に反映させることが困難であるが、策定そのものが進まない状況がある。各団体の計画における策定作業や会議、調査等が重なり負担となっている。一方、上位計画に相当する「教育振興基本計画」にも記述があること、また、趣旨は異なるものの類似性のある「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」の策定も推進されている。 | | | | | | | | 文部科学省 | 長野県、愛知県 | | 高崎市、京都市、熊本市 | ○文部科学省からの調査があることにより、県としても策定を促してきたが、策定ができていない市町からは、人員が不足しており、なかなか着手できないという理由があげられていた。各市町の教育振興基本計画等の上位計画への統合を可とすることにより、策定に必要とされる負担が軽減されると考えられる。 ○未策定の自治体は10自治体あり、主な理由は人材不足(2町4村)、各学校に一人(3村)等である。 ○当県では、計画未策定市町のうち、約55%の市町が、上位計画である「教育振興基本計画」や各地方公共団体の「総合計画」に、子供の読書活動の推進を位置づけ、事業を展開しているところである。上位計画への統合を可とすることは、策定に係る業務の負担軽減が図られる。 | 各自治体における教育振興基本計画等の他の計画をもって都道府県等子供の読書活動推進計画に代えることは可能と考えている。この点については、国の計画を策定する際、通知等によりその旨周知することとした。 | 地方公共団体の事務負担軽減の観点から、第1次回答のとおり、他の計画へ代替可能である旨、なるべく早い段階で提案に通知いただくよう対応をお願いしたい。 |
| 266 | B | 地方に対する規制緩和 | 05 教育・文化 | 文化財保存活用地域計画 | 文化財保存活用地域計画の策定にあたっては、地方自治体の実情に合わせて、計画の構成などについて独自性を持つことを弾力的に認めること | 文化財保存活用地域計画の策定は一部の補助金の優遇措置などの要件とされており、策定にあたっては文化庁長官に認定を受ける必要がある。文化庁長官の認定を前提としているため、存続について市の裁量権が低い。また認定にあたっては、国の文化審議会に諮る必要がある。文化庁からの指導に伴う内容修正等の調整事項が多く、多大な事務負担が生じている。法第183条の3第2項第1号関係に定められた市の概要及文化財の概要については、地域の大小で事務量が左右する。同様に、文化財の措置に関する取りまとめなどの業務についても、指定都市などは、関係する部署が多くなるため複雑になる。市の方針として計画の見直しやスリム化が求められている。しかし、計画を認定させるためには、法に規定する内容を満たした計画を作成する必要があるため、両者に齟齬が生じている。意見聴取のための協議会の運営に関する事務が発生した。措置の具体的な記載について、市の予算措置などとの関係があり、記載に苦慮する。 | 策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。 | 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の3、第183条第2項第26号 | 文部科学省 | 神戸市 | | | | 高崎市、相模原市、名古屋市長野市、寝屋川市、香川県、熊本市 | 文化財保存活用地域計画は、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、地域の実情を踏まえた独自性のある計画作成を趣旨としている。法定の記載事項は、文化財保護法第183条の3第2項各号に掲げる事項であるが、計画について文化庁長官の認定を受ける場合には、法上の特例措置が講じられるため、同条第5項各号に掲げる基準を満たす計画とすることを求めている。文化庁では、地域の実情を踏まえた適切な計画作成が円滑となるように、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」を参考として作成し、公表している。 | ご指摘の通り、指針等において、文化財保存活用地域計画に記載すべき内容等については、地方公共団体が地域の実情に応じて策定できる記述があることは認識している。しかし、本計画の認定に関しては指針に基づいた各種の協議があり、文化審議会での審議を経て文化庁長官の認定を受ける必要があることから、地方公共団体では、実質的に指針等に具体的に示されている記載事項や手順に合わせて計画を策定せざるを得ない。記載事項の中には「市町村の概要」など、記載上、分量が非常に多くなるものもあり、策定にあたって負担が大きい。そのため作成の指針の中で、最低限の必要事項を具体的に示してほしい。 | | | | |
| 268 | B | 地方に対する規制緩和 | 05 教育・文化 | 市町村において学校教育情報化推進計画の策定を廃止し、加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと | 市町村において学校教育情報化推進計画の策定を廃止し、加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと | 学校教育の情報化の推進に関する法律において、学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を市町村が定めることとされている。しかし、国の教育振興基本計画は、教育全体の政策目標の一つとして「ICT利活用のための基盤の整備」(目標1)を定めており、この計画を参照して定められている地方公共団体の計画(第3期当市教育振興基本計画等)と、目的及び内容が重複するため、計画の見直し等において非効率である。また、GIGAスクール構想(令和元年度補正予算、令和2年度1次補正予算)により、全国一律に、児童生徒の端末、校内LAN等の整備が進んでおり、計画策定の意義がなくなっている。 | 策定に係る事務負担が解消され、事業実施に注力することができる。 | 学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年6月28日法律第41号)第8条、教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)第17条 | 文部科学省 | 神戸市 | | | 札幌市、相模原市、豊橋市、高橋市、広島市、山形小野田市、熊本市 | ○学校教育情報化推進計画の策定における負担等を考慮し、内容の整合性を確認した上で、既に策定済みの計画や指針等に置き換えることを許可いただきたい。計画策定と財政措置の関係については意見なし。 ○同様な計画の策定を複数求められることが非効率で自治体の負担となることは事実であるため、改善が必要と考える。国の学校教育情報化推進計画(案)を見る限り、具体的な数値目標等がなく抽象的な内容となっており、自治体において参酌して計画を策定することに困難を伴う。むしろ教育振興基本計画の目標17(及びそれらに基づいた5か年計画等)の方が、具体的な数値を示しており、自治体としては参酌して計画を立てやすいのが実情である。国において学校教育情報化推進計画の策定スタートを機に、例えば、教育振興基本計画における情報化の推進に係る部分(学校教育情報化推進計画の抜粋版に)する等によりシンプルにし、学校教育情報化推進計画の内容を数値目標を盛り込む等により具体化する等し、自治体において教育振興基本計画の情報化の推進に係る部分の負担を軽減し、学校教育情報化推進計画策定に注力できる形としてはどうか。 | 国の学校教育情報化推進計画(案)は教育振興基本計画と内容に重複する部分が多く、また、学校教育の情報化の推進に関する法律の提案時に課題とされていたデジタル教材の不足や、ICT機器等の整備状況に地域差がある等の状況は、GIGAスクール構想等によって改善されており、現時点で計画を策定する必要性はないと考えている。「当該計画の策定を財政措置の要件とする」とは考えていない。このことであるが、当該計画の策定が実質的な義務付けとなることのないよううにしたい。また、そのことについて、通知等により明確化していただきたい。 | | | | | |
| 270 | B | 地方に対する規制緩和 | 01 土地利用(農地除却) | 国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請および個別施設計画の策定及び変更義務の廃止 | 国土交通省のインフラ長寿命化基本計画を受けて文部科学省がインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定している。令和3年3月に改訂された内容では、個別施設計画について、5年程度で見直しや、見直しの際に重要項目の全ての記載を盛り込むことなどを各管理者に促している。また、策定には多大な事務負担が生じている。個別施設計画の策定が、国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請の前提条件とされており、また、総務省においては、個別施設計画の策定が、公共施設等適正管理推進事業債の起債の要件とされている。 | 策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。 | 令和3年4月8日3文科施設第17号文科省大臣官房長通知、平成31年1月8日30施設助第13号文科省施設助第13号通知、平成31年4月2日総務省財務調整課事務連絡 | 総務省、文部科学省 | 神戸市 | | | | 千葉市、川崎市、浜松市、豊橋市、京都市、高橋市、八尾市、広島市、熊本市 | ○総務省 公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる集約化・複合化・長寿命化等、地方自治体における公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられたものである。この公共施設等総合管理計画に基づき、総合かつ計画的に公共施設等の適正管理を進めるに当たっては、中長期的な取組の方向性を定めた上で、個別施設ごとの対応方針を検討し、取組を実施していくことが基本的な考え方であることから、個別施設計画の策定を公共施設等適正管理推進事業債の活用要件としている。 なお、地方分権改革有識者会議「計画策定等における地方分権改革の推進」に向けて(令和4年2月20日)においては、「財政上の特例措置の前提としての計画等については、(略)計画等の策定を求めること自体禁じるべきとまでは考えない」との見解が示されている。 【文部科学省】 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)に基づき、国や地方公共団体は行動計画を策定するとともに、各インフラの管理者は個別施設計画毎の長寿命化計画(以下「個別施設計画」という。)を策定することとされている。個別施設計画は、厳しい財政状況の中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの削減や予算の平準化を図りながら、施設の機能維持や安全性を確保するための計画であり、メンテナンスサイクルの核となるものである。このため、地方公共団体を含む公共施設の管理者にとって、個別施設計画の策定やその見直しは、国庫補助事業等の要件設定の有無に関わらず、上記目的の達成のために必要不可欠なものである。さらに、個別施設計画については、「新経済・財政計画改革工程表2021」(令和3年12月23日経済財政諮問会議決定)において、令和4年度末までに策定率を100%とする目標が掲げられているが、学校施設環境改善交付金の対象施設である公立学校施設についてはほぼ全ての地方公共団体において策定されているところであり、その策定に具体的な支障があるとは考えられない。 学校施設環境改善交付金については、厳しい財政状況の中で効果的・効率的な施設整備を図る観点から、個別施設計画の策定状況を踏まえて事業採択等を行っているが、上記の状況や引き続き効果的・効率的な施設整備に取り組む必要性に鑑みれば、個別施設計画の策定状況を考慮しない取扱いをすることは困難である。 | 事業推進にあたっては、中長期的な方針を検討することは重要であり、1次回答の内容については理解している。当市は既に個別施設計画を策定済みであることから、現時点で要件化に伴う具体的な支障は生じていないものの、現在、公共施設等総合管理計画で行われているように、今後、個別施設計画も同様に、国庫補助等や起債を前提として計画の見直し等を求められた場合には、新たな事務負担が生じるものと想定している。個別施設計画については、既に多くの地方公共団体において策定済みの状況であることかすれば、本計画の策定を補助金や起債の要件とすることは実質的には意味を成していないのではないかと考えられる。本計画の策定自体が元々任意であることも踏まえれば、補助金や起債の要件からはずす。あるいは他の既存の計画で代用するなど、地方の自主性に委ねるべきであると考えられる。 | | | | | |

| 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解 | 地方六団体からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) | 各府省からの第2次回答 | 令和4年度の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容 | 対応方針の措置(検討)状況 | | | | |
|---|--|--|---|--|---------------|-------------------|---|-------|--|
| | | | | | 措置方法(検討状況) | 実施(予定)時期 | これまでの措置(検討)状況 | 今後の予定 | |
| | | | | | 事務連絡 | 令和4年12月28日 | 都道府県及び市町村における「子供読書活動推進計画」の策定等について(令和4年12月28日付け文部科学省総合教育政策局地域学習推進課事務連絡) | | |
| 【全国知事会】 教育分野において内容の重複が見られる計画については、統合案などの見直しを行うこと。 | | 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとする」とに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応していきたい。 いつごろまでに周知を行うか、そのタイミングについてお示しいただきたい。 | 各自治体における「子ども読書活動推進計画」の策定については、他の計画をもって代えることが可能であると考えており、今年中の通知発出を予定している。 | 5【文部科学省】 (12)子ども読書活動の推進に関する法律(平13法154) 都道府県子ども読書活動推進計画(9条1項)及び市町村子ども読書活動推進計画(9条2項)の策定については、地方公共団体の判断により、他の計画をもって代えることが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年中に通知する。 | | | | | |
| 【香川県】 文化財保存活用地域計画の策定に係る手続き等については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。 | 【全国知事会】 文化財保存活用地域計画の策定に係る手続き等については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。 【全国町村会】 文化財保存活用地域計画は小規模な町村でも作成過程の業務量が多く、負担の大きい業務である。文化財保存・活用の観点から計画の趣旨については理解するが、作成主体にとって過大な負担とならないよう、実態に応じて各種計画の策定等に関する指針のあり方を検討いただきたい。 | 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとする」とに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応していきたい。 法律上の特例措置等の内容に比して、計画策定の負担が著しく過度なものとなっているのではないか。 既に計画を策定した地方公共団体に対し、計画策定に係る負担等の実態を調査し、結果を第2次ヒアリングで示していただきたい。 計画策定に当たって過剰な負担を地方公共団体にかけないよう、例えば、左記指針の中に「記載の簡略化」について記載するなど、負担軽減策を講じるべきではないか。 | 提案団体及び専門部会等の意見を踏まえ、文化庁長官の認定を受けた地域計画を作成した78自治体を対象に、事務負担についての全調査を実施している。第2次ヒアリングでは、この調査結果に基づいた対応方針を示すこととする。 | 5【文部科学省】 (6)文化財保護法(昭25法214) 文化財保存活用地域計画(183条の3第1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」(平31文化庁)を改訂し、作成上重要となる点や計画の構成例の提示、ページ数や作成工程の目安を示すなどとした。(令和5年3月17日に文化審議会文化財分科会にて同指針の改訂を報告し了承を得た後、3月24日に改訂版の指針を文化庁ホームページにて公開し、都道府県等に周知した。) | 指針の改訂 | 令和5年3月20日 | | | |
| 【高槻市】 「また、各自治体における教育振興基本計画等の他の計画をもって都道府県等学校教育情報化推進計画に代えることは可能と考えている。」とのことですが、それが可能であれば、「教育振興基本計画等の他の計画」だけで既に計画が策定されており、学校教育情報化推進計画が独立している必要性は低いのではないかと考えられます。また、他計画で置き換えること、抜粋で良いとなった場合、同じ内容のものを二元管理することになります。一つ一つの計画だけで見れば、負担は大きくないように見えますが、自治体側はその他の計画でも似たような状況があり、コロナ禍で通常事務の負担も増す中、自治体にとっては計画策定は非常に大きな負担の事務であり、重複するような内容の計画については、可能な限り廃止を検討していただきたい存じます。また、「当該計画の策定を財政措置の要件とすることは考えていない。」については、将来に渡って考えていないという理解でよいでしょうか。 | 【全国知事会】 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。 【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、今後も計画策定を義務付けたり、財政措置の要件とならないようにすべきとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。 | 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとする」とに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応していきたい。 計画策定・改定の時期や進め方は自治体の裁量によること、計画策定を財政措置の要件とはしないことも含め、通知等により明示するべきではないか。 議員立法であっても、GIGAスクール構想の進捗も踏まえ、今一度状況を検証し、計画の在り方について検討していくべきではないか。 | 「学校教育の情報化の推進に関する法律」(令和元年法律第47号)は議員立法より成立した法律であり、文部科学省としては、その趣旨を踏まえ法律の施行状況等を把握する立場にある。しかしながら、今回いただいた御意見や、御指摘の計画策定等の取組の進捗を踏まえ、 ・自治体における教育振興基本計画は各自治体の実情に応じて都道府県等学校教育情報化推進計画に代えることは可能であること ・計画策定・改定の時期や進め方は各自治体の実情に応じて判断されるべきこと を通知において明記することとし、 また、本法の施行状況を適切に把握し、必要な対応を検討することとした。 | 6【文部科学省】 (17)学校教育の情報化の推進に関する法律(令元法47) 学校教育情報化推進計画(9条1項及び2項。以下この事項において「推進計画」という。)については、地方公共団体がその実情に応じて策定及び改定に係る時期等を判断すること、教育振興基本計画(教育基本法(平18法120)17条2項)等の他の計画をもって代えることが可能であること並びに推進計画の策定を財政措置の要件としないことを明確化し、地方公共団体に通知する。 | | | | | |
| | 【全国知事会】 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。 | 【共通】 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとする」とに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応していきたい。 【総務省】 既に多くの地方公共団体において公立学校施設に関する個別施設計画の策定が進んでいる中、記帳を行うための要件を確認する必要があるとしても、当該計画の策定を要件化する必要性はないのではないかと。 【対文部科学省】 既に多くの地方公共団体において公立学校施設に関する個別施設計画の策定が進んでいること、また、当該計画はあくまで任意であることからすれば、当該計画の策定を補助要件とする必要性はないのではないかと。 | 【総務省】 地方自治体は、国が策定したインフラ長寿命化基本計画に基づき、公共施設等総合管理計画を策定することとされており、その上で、各省庁が所管するインフラ類型ごとに、個別施設計画が策定されることとなるが、国と地方を通じたインフラ老朽化対策の体系である。 公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられている仕組であるが、その起債の要件として個別施設計画の策定を求めているのは、個別施設計画に記載されている、当該団体における施設ごとのインフラ老朽化対策の中長期的な方針及び、起債の対象となる個別の施設における集約化・複合化、長寿命化等の施設ごとの対応方針を確認する必要があるからであり、国と地方を通じたインフラ老朽化対策の体系に沿っているものである。 各地方自治体が、中長期的な視点から公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要であり、地方自治体が中長期的な取組の方向性を定めた上で、個別施設ごとに公共施設等の適正管理の取組が計画的に実施されているのかを判断するに当たっては、当該施設について、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定を要件とすることは適切と考えられるので、ご理解いただきたい。 【文部科学省】 一次回答のとおり、個別施設計画は複合化・集約化等を含む長寿命化対策やトータルコストの縮減・予算の平準化等の中長期的な施設管理の取組の方向性を記載するもので、学校施設等のメンテナンスサイクルの核となるものであり、骨太方針に基づく「新経済・財政計画改革工程表2021」(令和3年12月23日経済財政諮問会議決定)においては、その内容充実・更新等を行うべきものとされている。また、地方分権改革有識者会議「計画策定等における地方分権改革の推進に向けた」(令和4年2月28日)においても、「財政上の特例措置の前段としての計画等については、(総)計画等の策定を求めると自体、禁じるべきとまでは考えない」との見解が示されている。 厳しい財政状況の中で効果的・効率的な施設整備を図る観点から、学校施設環境改善交付金においても、当該個別施設計画を踏まえた事業採択等を行うべきと考えているところ、各地方公共団体における個別施設計画の策定状況やその記載項目等の状況を踏まえ、現時点では同交付金において個別施設計画の策定状況を考慮する取組としているものもあり、その取組は考えているので、御理解いただきたい。 他方で、個別施設計画と類似する他の既存の計画が存在している場合には、地方公共団体からの相談に応じ、当該他の既存の計画で代用可能とする。 | 6【総務省】 (28)公共施設等適正管理推進事業 公共施設等適正管理推進事業債については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、同事業債の償還等手続に係る事務の簡素化など必要な方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 5【文部科学省】 (9)義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭33法81) 学校施設環境改善交付金(以下この事項において「交付金」という。)については、地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・個別施設ごとの長寿命化計画に記載すべき事項を同計画によらずとも確認できる場合には、交付金の採択要件を満たすことについて、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 | 【文部科学省】 通知 | 【文部科学省】 令和5年2月 | 【文部科学省】 学校施設環境改善交付金(以下この事項において「交付金」という。)の採択要件として、これまで「個別施設計画」の策定を求めてきたが、「個別施設計画」として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により確認できる場合には、策定済みとすることができるとについて、地方公共団体に令和5年度に係る学校施設環境改善交付金事業の確認等について(令和5年2月20日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課整備計画係事務連絡)を发出了。 | | |

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項名 | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省 | 団体名 | その他(特記事項) | 追加共同団体名 | 追加支障事例 | 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 |
|------|------|------------|----------|---|--|--|--------------------------------------|------------|-----|---|---|--|--|--|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | | | | |
| 274 | B | 地方に対する規制緩和 | 05 教育・文化 | 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の作成に係る義務付けを廃止すること | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条において、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表すること、及び教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることが義務付けられている。そのため、当市では毎年度、上記の点検・評価報告書を作成し、議会に報告しているが、毎年度の決算報告(地方自治法第233条5項)において、議会に対し事務の執行状況を報告していることから、それぞれで報告書を作成のうえ、議会報告することは非効率である。 | 策定及び報告に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条、地方自治法第233条5項 | 文部科学省 | 神戸市 | | | ○当市においても同様の対応を行っているが非効率であり、改正による事務負担の軽減が大きく図られると考え。 | 地教行法第26条は、教育委員会がその権限に属する事務の管理・執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表すること、効果的な教育行政の推進に資するとともに住民への説明責任を果たしていくこととしたものであり、その趣旨・目的を踏まえると、同条の義務付けを廃止することは困難である。他方で、具体的にどのような点検・評価項目を設けるかや報告書の書式、議会への報告方法等については、各教育委員会の判断に委ねられており、本案の趣旨・目的が十分果たされることを前提に、例えば、郵局横断的な行政評価のなかで本案の点検・評価を行うことも可能である。 | 地教行法第26条の点検・評価の趣旨目的である「効果的な教育行政の推進に資するとともに住民への説明責任を果たすこと」は、地方自治法第233条第5項に基づく「当該決算に関する報告書の作成に係る主要な施策の成果を説明する書類(当市においては「業務報告書」という。)の議会への提出及びその公表によって達成できるものであると考えており、事務の効率化の観点から、これをもって地教行法第26条の報告書の作成を兼ねることとして考えられているが、差支えないか改めて確認させていただきたい。また、当市としては地方自治法第233条第5項に基づく報告書の作成に当たって、教育に関し学識経験を有する者が複数いる教育委員会委員との議論も経ているため、これをもって、地教行法第26条第2項についても充足していると解してよろしいか。 |
| 279 | B | 地方に対する規制緩和 | 05 教育・文化 | 国の交付金交付に係る施設整備計画作成の省略化 | 地方公共団体が公立学校施設整備に係る国の交付金の交付を受けるために必要な施設整備計画の作成、長寿命化計画の策定及び建築計画の提出で足りるものとするよう求める。 | 業務の負担軽減、効率化につながる。 | 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条 | 文部科学省 | 愛知県 | 札幌市、群馬県、千葉県、川崎市、浜松市、豊橋市、高槻市、徳島県、今治市、熊本市 | ○提案団体が記載しているとおり、「施設整備計画」に記載する事項は他の計画、特に「建築計画」と重複する部分が多い。 ○施設整備計画に記載されている整備目標については「長寿命化計画」を公表しており、学校ごとの情報は「建築計画」を作成、県に提出しており、別途「施設整備計画」を作成する重要性は少なく、負担も大きい。 | 施設整備計画は、平成18年に公立学校施設整備に係る国庫補助金を交付金化した際以降に入されたものであり、地方公共団体は、同計画の範囲内で年度間の事業量の変更や事業間の経費の流用等を行うことが可能となすとともに、客観性・透明性の確保の観点から同計画を基に事後評価を行うなど、交付金化に伴う地方公共団体の数値拡大の基礎としての位置づけを有している。 施設整備計画には、文部科学大臣が定める「公立の義務教育諸学校等の整備に関する施設整備基本計画」に即して、老朽化対策や安全・安心な教育環境の確保、教育環境の質的向上等に係る目標とその達成のために必要な事業、施設整備計画の評価に関する事項等について盛り込むことを求めている。他方で、個別施設毎の長寿命化計画(以下「個別施設計画」という。)は、各地方公共団体が学校施設の戦略的な維持管理・更新等を推進するために策定するものであるため、学校施設整備に係る具体的な目標及びその達成のために必要な事業並びに実施した事業に係る事後評価について明示的に記載することが求められているわけではない。従って、施設整備計画を個別施設計画で代替させることは困難である。 また、建築計画は、文部科学省が各地方公共団体において次年度に実施予定の事業を把握し、次年度予算要求の検討に向けた基礎資料とするなどの目的から、毎年度作成を依頼しているものであるが、これにより把握している内容はあくまで調査時点における予定に過ぎずその後の交付決定等の内容とは異なる。前述のとおり、学校ごとの整備事業について施設整備計画に記載されていることが事業間の経費の流用の基礎となることに鑑みても、施設整備計画を建築計画で代替させることも同様に困難である。 なお、学校ごとの整備計画等の情報を建築計画で代替することが困難な状況において、施設整備計画を個別施設計画で代替せしめた場合、個別施設計画に学校ごとの詳細な整備計画等の情報を盛り込む必要があり、この場合、学校施設環境改善交付金の交付を受けようとする際に個別施設計画を改訂する必要が生じ、かえって自治体負担の増加につながる恐れがあると考えられる。 | 本提案は、施設整備計画、個別施設計画、建築計画の3計画策定に係る負担の大きさを、施設整備計画において、個別施設計画と建築計画との代替を可能とすることを通して負担軽減を求めるものである。 個別施設計画については、国のインフラ長寿命化計画(行動計画)に基づき各自治体の教育委員会が策定しているものであるが、施設整備計画及び建築計画については、交付金を受けるために必要なものとして作成しているものであり、記載内容が多く、記載内容も細かく定められているため、自治体の負担が大きい。また、3計画の中で内容が重複していると思われる項目「施設整備計画と個別施設計画における「施設整備計画の目標」や「学校等の整備状況」、施設整備計画と建築計画における「学校ごとの事業の内容や工事費等」などや、計画の趣旨に照して真に必要な情報であるか不明な項目(施設整備計画における「域内の義務教育諸学校等施設の整備状況」等)もある。さらに、建築計画は文部科学省が都道府県教育委員会に貸与する専用端末に入力する必要があるが、外部からエクセルデータを取り込めないため手入力が必要である。また、市町村における建築計画や施設整備計画は都道府県を経由して提出することになっており、都道府県におけるとりまとめや確認作業等、提出にあたって大きな負担となっているところである。このことから、施設整備計画、個別施設計画、建築計画の3計画の在り方を再度検討いただいた上で、施設整備計画の建築計画及び個別施設計画との代替や項目の精選など自治体の負担軽減につき検討いただきたい。 | |

| 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解 | 地方六団体からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) | 各府省からの第2次回答 | 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容 | 対応方針の措置(検討)状況 | | | |
|-------------------------------|--|--|---|--|----------------|--------------|--|-------|
| | | | | | 措置方法 (検討状況) | 実施(予定) 時期 | これまでの措置(検討)状況 | 今後の予定 |
| | | | 地方自治法第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類の作成を通して、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について効果的な教育行政の推進に資する点検及び評価を行うことができる場合には、当該書類の作成、議会への提出及び公表をもって、地教行法第26条第1項の義務を充足したとしても差し支えないが、教育委員会が同案に基づく点検・評価を実施していることが分かるような工夫があることが望ましい。 なお、同案第2項で規定される「教育に関し学識経験を有する者」とは、教育委員や現職教員・事務局職員等ではない者で、教育に関して公正な意見を述べることが期待できる者が想定されていることに御留意いただきたい。 | 【文部科学省】 (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に係る議会への報告(26条1項)については、同案の趣旨・目的が十分果たされることを前提に、地方公共団体の判断により、毎会計年度の決算に係る主要な施策の成果を説明する書類の議会への提出(地方自治法(昭22法67)233条5項)をもって行うことが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 | 事務連絡 | 令和5年2月1日 | 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について(周知)(令和5年2月1日付事務連絡)において、各教育委員会は、地方自治法第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類の作成、議会への提出及び公表を行うことをもって、教育行政の推進に資する点検及び評価を行うことができる場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の義務を充足し得ることを周知した。 | |
| | 【全国知事会】 施設整備に係る計画の手続きについては、提案の対象となっている3つの計画の在り方を検討した上で、負担軽減策を積極的に講ずること。 | 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに」に加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求め、声が強まっている。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 施設整備計画、建築計画、個別施設計画の3計画について、それぞれ内容や項目が類似しているが、地方公共団体が補助金の申請等を行う際に、これらの計画を本当に策定する必要があるのか、3計画のあり方を改めて見直しいただきたい。 建築計画の策定目的が予算要求に向けた需要調査であるならば、各施設の情報を細かく「計画」という形に落とし込ませて提出させる必要はないのではないか。調査方法の見直しと合わせて、施設整備計画への統合等を図るべきではないか。 その上で、法定計画である施設整備計画については、個別施設計画と重複する項目は削除するなど、スリム化を図るべきではないか。 | 施設整備計画の記載事項については、交付金化により地方公共団体の裁量が拡大された学校施設環境改善交付金に関して、地方公共団体が客観性・透明性の確保を果たすことを趣旨の一つとして設定されているものであり、またその内容も個別施設計画の記載内容と完全に重複しているものではないが、提案を踏まえ、現状必須記載とされている「域内の義務教育諸学校等施設の整備状況」の項目を地方公共団体の判断で記載する自由記載項目とすることや、施設整備計画の目標に関して個別施設計画における記載を引用することを可とすることなど、地方公共団体の判断で弾力的な対応が可能となるようその取扱いについて検討する。 また、建築計画については、真に必要な内容となるよう調査項目を精査した上で、次年度の整備需要を調査するものとして実施することを検討する。なお、指摘のあった建築計画の入力については、手入力ではなくシステムを活用してデータを取り込むことが可能な方法が既にあり周知している。 | 【文部科学省】 (9) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭33法81) 学校施設環境改善交付金(以下この事項において「交付金」という。))については、地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・施設整備計画(12条2項)に関し、必須とされている記載項目の一部については、地方公共団体の判断により任意に記載する項目とするとともに、他の類似計画からの引用を可能とするなど、必要な措置を令和4年度中に講ずる。 ・建築計画については、需要調査という目的に照らし、調査項目を見直すなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 | 1ボツ目 告示、通知 | 令和5年3月、4月 | 以下の告示及び通知により、施設整備計画において必須とされている記載項目の一部について、地方公共団体の判断により任意項目とするとともに、他の類似計画からの引用を可能とすることを明示した。 ・子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示(令和5年文部科学省告示第38号) ・公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針及び公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画の改正について(令和5年3月30日付文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知) ・施設整備計画作成要領(令和5年4月3日付文部科学省文教施設企画・防災部施設助成課長通知) | |
| | | | | | 2ボツ目 通知等 | 令和5年5月 | 建築計画について、令和5年度に実施する調査(令和5年5月)において調査項目の見直し及び名称変更をすることとし、この旨地方公共団体に周知済み(令和5年5月11日付文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課予算総括係事務連絡)。 | |